

全国センター第7回総会

深刻な健康悪化、いの健運動の強化を！



働くもののいのちと健康を守る全国センター第7回総会が、12月11日に全労連会館で開かれました。「東西セミナー」や「過労死・過労自殺研究集会」の成功、東京センターと広島センターの結成、労災保険民営化反対の運動、労働保険審査会交渉、05年ILO総会に向けてとりくみ、労災相談・労（公）災認定闘争など、大いに盛り上がった1年を総括し、05年度方針、予算、規約改正案などすべての議案を全会一致で採択しました。なお、韓国の源進職業病財団・朴賢緒理事長と全国じん肺弁護団連絡会の鈴木剛事務局長が来賓のあいさつ。画期的な最高裁判決を勝ち取った筑豊じん肺原告団・弁護団に対して「第1回いの健賞」の顕彰式が行われました。

5つの議案が満場一致で採択

開会冒頭、福地理事長が理事会を代表してあいさつ。朝日新聞1面トップの「公立学校教員の精神疾患での求職者が3,194人過去最大」との報道を紹介。健康診断の有所見率が13年前の2倍の47.3%という深刻な労働者の健康状態悪化を指摘しました。さらに、筑豊じん肺につづく北海道石炭じん肺の国との和解協議の現況とたたかいの強化、いの健運動の強化を呼びかけました。

また、この1年間に「過労死・過労死研究会」の成功など全国センターの運動が新たな発展したことを強調しました。そして、積極的な討論で総括を充実させ、いっそう前進させる来年度方針の確立を訴えました。

池田事務局長が「活動方針案」を提案しました。なお、05年度の重点課題は、①「職場の安全衛生交流集会」の開催、②労（公）災認定闘争・被災者救済運動の強化、③「労働安全衛生中央学校」の開催、④労働法制改悪阻止のたたかい、⑤05年ILO総会対策です。今中事務局長代行が「決算・予算案」と「基金運営規定改正案」、木下常任理事が「規約改正案」を提案。13人から方針案を豊かにする発言（4～5面に掲載）があり、5つの議案が満場一致で採択されました。

全国センター基金の「顕彰制度」にもとづく第1回いの健賞が、筑豊じん肺弁護団・原告団に贈られました。総会の顕彰式には、遺族原告の鹿毛さんと大塚さん、馬奈木弁護団長が参加されました。

なお、理事会から新役員の推薦名簿が紹介され、満場の拍手で承認されました。福地理事長が再任され、池田事務局長が退任され今中事務局長が新任されました。

第1回いの健賞—筑豊じん肺訴訟原告団・弁護団

「筑豊じん肺訴訟のたたかいは、わが国の労災職業病闘争の前進に格段の寄与をした。……貴原告団・弁護団の業績をたたえて顕彰する」—顕彰状の一文です。顕彰のお礼の言葉で馬奈木弁護士は、「提訴から19年、解決を見ずに8割以上の原告が死亡した残酷な裁判だった。最古で最大のじん肺被害の国の責任が、はじめて最高裁で認められ、国の粉じん防止義務をはたす立法措置と政省令で守らせる行政責任が明確になった。北海道石炭じん肺で国は『除斥期間』を口実に事実上和解を拒否した。無法者日鉄鉱業と国の責任を追及し、じん肺根絶のたたかいに全力をあげる」と力強い決意表明がありました。

来賓のごあいさつ

◇全国じん肺弁護団連絡会 鈴木 剛 事務局長

じん肺救済・根絶の4半世紀のたたかいで90件以上の勝利判決と和解で加害企業の責任をとらせてきた。企業との間の解決は、「あやまれ、つぐなえ、なくせ」の基本要件にもとづき謝罪や補償、根絶の立場を堅持したものとなっている。今年4月に筑豊じん肺訴訟ではじめて国のじん肺防止責任を断罪する最高裁判決が出され、北海道石炭じん肺でも国の責任を明確にした札幌高裁の職権和解がすすんでいる。しかし、昨日（12月10日）、国は「除斥期間を認めない和解では応じられない」との回答をしめし、和解は決裂して15日の判決を迎えることになる。15回を重ねた「じん肺キャラバン」の行動をはじめ、じん肺のたたかいは国の安全配慮義務や発注者責任を問う段階にある。全国センターとの連帯を強め、じん肺根絶に向けて全力でたたかいたい。

◇韓国・源進職業病管理財団 朴賢緒 理事長

昨年総会に続いて参加した。九州セミナーもふくめ、全国センターが労働者の健康破壊を乗り越え、予防のたたかいに全力をあげていることを知っています。韓国では、97年の通貨危機を背景にリストラが進行し、失業者や非正規職が激増し、生活と健康は深刻な状態にある。しかし、政府は公務員労働組合の結成を妨害し、国会ではハンナラ党の抵抗で国家保安法廃止案が頓挫する可能性すら生まれている。李承晩以来の独裁政権を支えた反共主義が、今なお民主主義と人権を抑圧している。新自由主義とアメリカの一国覇権主義が、アジアの平和と安定を脅かしている。北朝鮮問題やイラク派兵を口実に改憲論まで浮上し、日本が戦争をしかける国になろうとしている。戦争と働く人びとの命と健康は両立しない。平和憲法を守ってほしい。不戦平和の韓日民衆連帯万歳。

第7回総会メッセージ

◇財団法人労働科学研究所 前原直樹 所長

第7回総会おめでとうございます。じん肺訴訟、過労死労災認定や労働安全衛生、健康を守る運動で貴センターが果たしている役割が、ここ一年格段と高まっています。

私ども労働科学研究所は、「安全で健康な、働きやすい仕事と職場づくり」に向けた調査研究活動を行っております。巨大プラント、医療現場、自動車運転に係る安全確保・事故防止の研究、休息や睡眠の改善効果の研究、メンタルヘルス対策の研究などすすめてきました。

今年度は、慢性疲労研究を一步進め、過労・過ストレス状態の研究をすすめ長時間・過密労働による健康と安全の問題を解明する調査活動を行っています。貴センターの益々を祈念して、ごあいさつとします。

労災認定成果を職場の安全・健康対策に生かそう

◇教師労働の過重性認め認定判決 大阪センター・下岡正忠

1月30日に大阪高裁は、「堺市教員・鈴木過労死は公務災害」とする逆転勝利判決を下しました。原告が主張した休憩時間や持ち帰り残業、要配慮児童への指導など教師労働の身体的・精神的な過重負荷を全面的に認めたもので、完全勝利の判決です。事実の積み上げや世論を広げる行動、専門家との連携、遺族を支える体制などが、勝利した教訓です。教職員の健康破壊が広がる中で、労基法・労安法を守り過労死しない学校職場づくりをめざします。

◇人間の尊厳守った遺族の勇気 九州セミナー実行委・青木珠代

TOTO・釘宮過労死の民事損害賠償裁判が、今年4月に勝利和解しました。釘宮さんは、100時間以上の残業や上司のいじめが原因で98年5月に45歳で亡くなり、2002年に労災認定されました。その後もTOTOで過労死が続き、職場改善をめざして遺族が会社に損害賠償を求める裁判を起こしました。支援する会は、はじめての民事裁判を自分たちの職場や地域の問題としてとらえ、歌をつくりCDを販売して運動を広げました。和解文書には、従業員のいのちと健康を守る会社の責務が明記されました。遺族の勇気が人間の尊厳を守ったと感じています。

◇生命保険金は遺族に支払え 愛知センター・近森泰彦

現在、住友軽金属の団体生命保険裁判は最高裁で係争中です。団体生命保険とは掛け捨て保険で会社が全従業員に掛け、支払額との調整で掛け金が戻ってくる国の制度です。以前は、保険金が遺族に支払われていました。現在は、半分ぐらいの契約会社で会社が受け取っています。契約約款では被保険者の同意が必要だが、ほとんど無視されています。最高裁で勝利判決を確定させ、法律で遺族への支払いを明記させる決意です。

◇遺族の人格を否定する労基署の対応 東京過労死家族の会・三浦久美子

私の夫は労災病院に勤務していましたが、職場のストレスで過労自殺しました。労災申請して労基署で遺族がうけた扱いを述べます。担当官から、うつ病の発症と仕事に関係や私生活についてたずねられます。「夫婦関係は週何回」など、プライバシー侵害や人格否定の質問があいつぎます。私は、ノーコメントで対応しました。11月22日の家族会による厚労省交渉で、プライバシー侵害への対処を求めましたが、「改善指示を通達した」と答えています。皆での監視が必要です。うつ病の闘病生活が8か月でしたが、家族は巻き込まれ精神を病みます。職場では厄介者で、だれも支える仲間がいません。ぜひ、みなさんで支えてください。

◇安全守れば死なずにすんだ 京都センター・清水良子

3月にJT（日本たばこ）で深夜勤務中の女性が労災事故で死亡された。安全対策はまったくなくされていないことが、現場の証言で明らかにされています。荻野過労死裁判も9月に高裁で逆転勝訴です。いずれも現場で安全や健康が配慮されていれば、死なずにすんだ事件です。長距離トラック運転中の脳梗塞が12月1日に労災認定されました。1か月の労働時間が400時間を超え、「自動車運転手の労働時間改善告示」がまったく守られていません。企業責任を問う民事裁判もすすめているが、過労死・過労自殺を根絶するたたかいが求められています。

◇東京は全国運動の一翼担う 東京センター・柴田啓和

4月17日に東京センターを結成しました。全国センター前事務局次長の色部さんを専従に迎え、2人のボランティア事務局とで東京センターを支えています。つい先日、設備管理の28歳の青年から「1年前からうつ病で治療していた。上司から『心の持ち方だ』と叱責され、配転や業務の拡大で疲れきって職場で倒れた。有給休暇で休んでいるが会社の戻りたくない」という相談がありました。センターへの期待が広がっています。東京民医連と東京地評が中核になり、地域センターづくりや職場の安全予防対策に全力をあげ、全国運動の一翼を担う決意です。

◇労災職業病全国交流集会の開催を 千葉センター・門間金初

千葉センターは毎月1つの企画を必ずとりくみ、機関紙も発行しています。昨年も発言しましたが、全国センターは労災職業病全国実行委員会の伝統を継承しています。被災者や遺族、活動家が労災職業病の運動を交流する集会を開催してください。

◇近畿で500人規模の学校めざす 大阪職対連・梶山代子

11月13～14日に「第37回労災職業病一泊学校」が、「壊された職場の働き方の見直し」を基調テーマに開催されました。大阪や兵庫、京都、滋賀、和歌山、奈良、三重の近畿を中心に福井・福岡から延べ211人が参加しました。「近畿を網羅する一泊学校」の足掛かりができ今後は、労働組合を主体に幅広い専門家との協力・協同、法律・医療・商工関係団体の参加で500人規模の集会をめざす展望ができました。情勢がこの様な活動を求めていると思います。

◇検診で陽性わかり命拾いした 全商連・尾田徳崇

全商連共済会の20周年事業で「大腸がん検診運動」をすすめています。11月末で申し込みが5万3千余人、受診者数2万500余人で内947人が陽性でした。仕事が忙しく経営が苦しい中で、会員の健康診断受診率は2割程度です。大腸がん検診は、早期発見と自分の健康や仲間の健康を考える機会になります。「検査結果が陽性で命拾いをした」との感謝の言葉もたくさん寄せられています。業者の健康を守る運動を強めます。

◇学校から精神疾患・過労死なくす 全教・杉浦洋一

1月と9月に大阪高裁で教員の過労死を公務災害認定する判決が出されました。鈴木判決と荻野判決は、要配慮児童の指導や帰宅後のプリント作成など教員の身体的・精神的な過重労働を正確に認定した画期的な判決です。教員の実態調査では残業が平均80時間10分ですが、教育委員会は残業を認めません。この秋、当局に残業実態調査を迫り新しく5つの県で実施させました。11道県では労使協議もはじまっています。京都の超勤裁判や埼玉の超勤手当措置要求など全国に広げ、学校現場から精神疾患や過労死をなくしていきます。

◇全国センターの国際的役割に期待 建交労・藤好重泰

5月にトンネルじん肺は、230億円でゼネコンと完全和解しました。現在、国の責任と根絶を求めて国家賠償の裁判をすすめています。今日は、国際的な労働安全衛生の動向を述べます。05年ILO総会の第4号議題で「労働安全衛生推進の枠組み」が提起され、全国センターはILOと日本政府への意見書を準備しています。日本の労安制度の最大の問題点は、元請責任と労働者参加権が保障されていないことです。同じラインに派遣や下請け、個人請負が働いているなかで、労安委員会の構成や安全衛生の元請責任、労働者の参加権が問われています。アジア、とりわけ中国で急増しているアスベストの輸出国が日本です。労働安全衛生のナショナルセンター全国センターが、国際的な役割を果たすことを期待します。

◇労働保険審査会の民主化を 東京センター・廣田政司

2月に日航を退職して東京センターのボランティア専従をやっています。労働保険審査会の公開審理に参加する機会が増えています。審査委員が、「書いていることは言わなくてもいい。パソコンが使えないのはおかしい」など、自分の意見をおしつける審理妨害がめだちます。某労働者側参与から、「公開審理は形だけで、その前に結論が出ている」という話も聞きました。公開審理の日程を東京センターに集中してください。労働保険審査会の民主化に全力をあげます。

働くもののいのちと健康を守る
全国センター第7回総会

総会決定集



働くもののいのちと健康を守る全国センター

第7回総会決定集

もくじ

- | | |
|------------------------------|-------|
| 1 . 第7回総会の概要 | p 2 |
| 2 . 第7回総会 活動方針 | p 4 |
| 3 . 「働くもののいのちと健康を守る全国センター」規約 | p 1 6 |
| 4 . 全国センター基金運用規定および実施細則 | p 1 9 |
| 5 . 第7回総会で選出された役員 | p 2 2 |

発行 働くもののいのちと健康を守る全国センター

〒113-0034 文京区湯島 2-4-4 平和と労働センター・全労連会館 6F

Tel 03-5842-5601 fax 03-5842-5602

第7回総会の概要

1. 概要

働くもののいのちと健康を守る全国センター第7回総会が、12月11日に全労連会館で開かれた。代議員・役員の総会構成員定数249名であったが、84人（代議員53名、役員31名）が出席し68名から委任状（代議員57名、役員11名）が提出され、出席者、委任状提出者の合計152名であり過半数を超え総会は成立した。総会は1号議案「活動方針案」、2号議案「2004年度決算報告および監査報告」、3号議案「2004年度決算剰余金処分および2005年度予算案」、4号議案「規約改正案」、5号議案「基金運用規定改正案および実施規則案」、6号議案「2005年度の役員推薦案」のすべてについて満場一致で採択した。また画期的な最高裁判決を勝ち取った筑豊じん肺弁護団・遺族に対して「第1回いの健賞」の顕彰式が行われた。総会後の懇親会には約40名が出席した。

2. 総会役員

議長に本原康雄氏（千葉センター事務局長）、小澤彰一氏（全教・日高教書記次長）、資格審査委員に廣田政司氏（東京センター）、服部真氏（全日本民医連）、池田常任理事（自治労連）、議事運営委員に渡辺一博氏（生協労連書記次長）、近森泰彦（愛知センター事務局次長）、井筒百子氏（全労連常任幹事）が選出され、それぞれ総会役員をつとめた。

3. 主な議事と発言

総会は、じん肺連事務局長の鈴木剛（こう）弁護士、韓国・源進（ウオンジン）職業病管理財団理事長の朴賢緒理事長から来賓あいさつを受けた。労働科学研究所からメッセージが寄せられた。

福地理事長が理事会を代表してあいさつし、池田事務局長が「活動方針案」を提案した。今中事務局長代行が「決算・予算案」と「基金運営規定改正案」、木下常任理事が「規約改正案」を提案した。14人から方針案を豊かにする発言があった。また新役員の推薦名簿が福地理事長より提案された。

14人の代議員、役員の発言のテーマ（文書発言含む）は以下の通りである。下岡正忠代議員（大阪センター）から「堺市教員・鈴木過労死事例の大阪高裁逆転勝利判決について」、青木珠代代議員（九州セミナー）から「釘宮過労死の民事損害賠償裁判のとりくみ」、近森泰彦代議員（愛知センター）から「団体生命保険裁判について」、三浦久美子代議員（東京家族会）から「労災申請での労基署の調査官のプライバシー侵害について」、清水良子代議員（京都センター）から「荻野過労死裁判などのとりくみ」、柴田啓和事務局次長（東京センター）から「東京センターの結成とこの間のとりくみ」、門間金初代議員（千葉センター）から「労災職業病に関する運動の交流について」、梶山代子代議員（大阪職対連）から「第37回労災職業病一泊学校のとりくみと近畿規模への発展について」、尾田徳崇代議員（全商連）から「大腸がん検診のとりくみについて」、杉浦常任理事（全教）から「教職員の労働と健康をめぐるとりくみ」、藤好代議員（建交労）から「全国センターの国際活動などについて」、廣田政司代議員（東京センター）から「労働保険審査会の公開審理について」、藤川利子代議員（太田患者会）から「浜岡原発の危険性について」の発言があった。さらに望月憲郎理事（国民救援会）から「弁護士費用の敗訴者負担制度の廃案について」の文書発言があった。

上記の発言は活動方針案を補強し深める立場で行われ、すべての議案について満場一致

で採択した。

第1回働くもののいのちと健康を守る全国センター顕彰が行われた。筑豊じん肺原告団・弁護団の贈られ、弁護団から馬奈木昭雄弁護士（元団長）、原告団から大塚トシ子さん、鹿毛チカエさんが顕彰式に出席した。

第7回総会の概要、発言の概要などは全国センター通信 67に掲載した。

4.まとめ

整然と議事が進行し、第1回働くもののいのちと健康を守る全国センター賞の顕彰式も好評であり、全体として総会役員、代議員、全国センター役員、事務局の奮闘で大きな成功をおさめた。

働くもののいのちと健康を守る全国センター

第7回総会 活動方針

はじめに

昨年の第6回総会から1年がたちましたが、国の責任を認めた歴史的な筑豊じん肺訴訟の勝利、過労死・過労自殺の被災者の救済の前進、労災保険民営化阻止など私たちのとりくみは大きな成果を上げてきました。労働安全衛生でも各ブロックや各地方センター（以下地方・地域組織ふくむ）でセミナー、講座などが旺盛にとりくまれ、全商連の大腸がん検診のとりくみ、生協労連、全教などで職場での労働安全衛生活動が前進してきました。

また東西の両セミナーの成功、東京、広島センターの創設など、働くもののいのちと健康を守る運動は確かな広がりを見せています。

しかし失業や不安定雇用が広がり、長時間過密労働、サービス残業などで働くものの健康の破壊はすすみ、過労死・過労自殺は増加し、その予備軍の増加など裾野を広げています。小泉内閣はホワイトカラーに無制限の労働時間を認める労働法制の改悪や、雇用形態の多様化に伴う労災保険法、労働安全衛生法などの改定を進め、労災保険民営化の意図も捨ててはいません。

「人間らしく健康に働く」ことは、憲法で定められた働くものの権利です。憲法第9条の改悪に反対するとともに、過労死・過労自殺を生む憲法を無視した職場の現状を変え、働くもののいのちと健康を守る憲法の民主的条項を守っていかなければなりません。

このような到達点と情勢の下、過労死など労災・職業病の被災者の救済に全力をあげるとともに、予防のとりくみ、メンタルヘルス対策など「健康破壊を食い止める職場作り」が重要になってきています。

第7回総会は2004年12月11日に行われ、2004年度の活動を総括し、2005年の活動方針を確立する。2004年度決算および2005年度予算を確定し、安定した財政基盤作りの方針を確立する。新年度の活動推進の先頭に立つ新役員を選出する。

規約の改正。基金運営規定の改正などを審議することを任務とし、すべての議案を満場一致で採択しました。

．2004年度主な活動について

1．東西セミナーの画期的な成功

結成の翌年から開催してきた「働くもののいのちと健康を守る東日本・西日本セミナー」が、宮城・松島と山口・萩市で開かれました。地元の奮闘もあって参加者は、東日本セミナー228人、西日本セミナー241人で、はじめて黒字決算をだすことができました。なお、東西セミナーではじめて「女性の健康問題と権利」を取り上げ、課題の重要性が浮き彫りになりました。

2．労災保険民営化反対のとりくみ

「労災保険の民営化」をめぐる緊迫した情勢の下で開かれた全国センター第6回総会は、「労災保険の民営化に反対する特別決議」を行い、加盟団体の反対運動をよびかけました。全国センターは、全労連と東京社医研センターと共同した「労災保険の民営化を考えるフ

オーラム」の開催、「資料集」の作成や「季刊誌春季号」での特集など、たたかいに全力をあげました。単産・地方センターでも反対決議や厚労省や労働局への申し入れ、学習会、署名など活発な活動が展開され、3月に政府は労災保険の民営化を一応断念し先送りの課題としました。これは私たちの運動の大きな成果です。

しかし総合規制改革会議の「第3次答申」を受けた政府の「規制改革・民間開放推進3か年計画」は、未手続き事業所の一掃、業種別に不公平な保険料率の見直し、労災病院の統廃合をふくめた労働福祉事業の見直しについて、今年度中に結論というものです。厚労省は政府の「3か年計画」にもとづき、各種の研究会や検討会を4月からすすめています。労災行政の改善要求を正面にかかげ、「労災保険民営化」の火種をのこさないたたかいに全力をあげなければなりません。また労災病院廃止反対のたたかいが当該単産や地方センターでとり組まれています。福祉事業などを含め被災者救済事業を後退させる動きに反対していくことが求められています。

3. 2つの「過労死・過労自殺調査」と「研究集会」について

全国センターは、今年度の重点課題である「過労死・過労自殺事例調査」「職場の過労死不安と予防対策の調査」と「過労死・過労自殺研究集会」に全力を上げてきました。このとりくみは、この課題を前進させる画期的なものとなりました。

2つの調査、研究集会のからは、職場で具体的に過労死・過労自殺を予防する活動をすすめる、予防するためには何が必要か、全国センターとして一定の提言をまとめる、認定基準の改善や過労死・過労自殺の予防措置の拡充について厚生労働省に働きかける、などが今後の課題が明らかになりました。

1) 過労死・過労自殺事例調査について

全国センターの呼びかけに応え「過労死・過労自殺事例調査」は、過労死弁護団、過労死家族会、全労連、全国国民医連、地方センターの協力で過労死35件、過労自殺17件を集約できました。分析の結果、過労死、過労自殺とも「認定基準」の具体的な問題点が明らかになりました。厚生労働省の「過労自殺の認定指針」改定の動きもあり、具体的な改善要求を反映させるとりくみが求められています。

2) 職場の過労死不安と予防対策調査について

全国センター加盟単産を中心に「職場の過労死不安と予防対策調査」を進め、13単産から476職場の実態が集約されました。労働実態と健康問題、予防対策に関する職場調査ははじめての取り組みで、貴重な実態を集約することができました。分析結果は、いずれの単産でも職場の長時間労働や仕事にストレスを感じている実態があり、過労死への不安がありますが、改善の対策がなされていないのが現状です。脳・心臓疾患や精神疾患をはじめとする作業関連疾患が急増する中、働き方の見直しや労働安全衛生活動のあり方、労働組合の役割などが問われています。

3) 過労死・過労自殺研究集会について

全国センター、全労連、全日本国民医連、全国過労死を考える家族の会、東京地評、東京センターの共催、過労死弁護団の協賛で「過労死・過労自殺研究集会」が、11月23日に138人の参加で開かれました。認定基準・指針の問題点を全国センターが行った2つの調査結果や睡眠研究、精神医学、裁判事例などから検証し、改善点を明らかにしました。職場での予防対策も報告され、画期的な集会となりました。

4. 労（公）災認定闘争や裁判闘争について

1) じん肺根絶のたたかいで国の責任を認めさせた

国のじん肺発生責任を断罪する筑豊じん肺訴訟の最高裁勝利判決が、4月27日に達されました。また札幌高裁で争われている北海道じん肺裁判で国側は、「筑豊じん肺最高裁判決にそって和解する」という態度を表明しました。15回を重ねた「じん肺キャラバン」の成果も合わせ、じん肺を根絶させるたたかいの大きな成果です。国の責任を問うトンネルじん肺裁判や頑迷な態度に終始する日鉄鉱業へのたたかいに全力をあげなければなりません。

2) 過労死・過労自殺など労(公)災認定の前進

この1年、地方センターや職対連、加盟団体、全国センターが関わり、過労死・過労自殺などで労災認定や損害賠償などで30件以上の事例が勝利しました。大阪高裁で逆転勝訴した堺市教員・鈴木過労死事案や宇治市教員・荻野過労死事案、橋本市職員・辻田過労自殺やスズキ自動車・小松過労自殺など過労自殺の労災認定、最高裁で勝訴が確定した桐生消防署・常見過労死事案や海外出張での十二指腸潰瘍事案の労災認定など、画期的な前進となりました。

労基署段階の認定も増加していますが、同僚の証言や証拠保全手続きなどによる過重労働の実態の証明、労基署交渉などの結果です。また教員や消防職員、ハイヤー運転手などの過労死認定などで、労働時間基準に満たない事案でも質的過重性の判断に踏み込む画期的な判決や認定を勝ち取りました。過労自殺の認定も勝ち取りました。しかし、認定基準の形式的な運用や過重労働の過小評価(労基署が使用者の主張のみ採用する姿勢)で「業務外」とされている事例もたくさんあります。全国センターで不支給事例を集約し、問題点を整理して被災者・遺族の運動に生かすとりくみが、必要になっています。

なお、全国センターも協力して「第17回勤労感謝の日を前にして過労死を考える集い」が成功しました。被災者・遺族への支援連帯のとりくみを今後とも強化します

3) 労働保険審査会との交渉

労(公)災認定をめぐる労基署や審査官、労働保険審査会、地公災基金の労災認定の姿勢が問われています。労働保険審査会の審査遅延問題は深刻です。1,300件を超える未処理案件があり、さらに年間500件の申請に対して、労働保険審査会が採決したのは300件足らずで、しかも救済されたのはわずか5%にすぎません。全国センターは、迅速・公正な再審査を求めて9月22日に、はじめて労働保険審査会事務局交渉を実施しました。全国センターとして労災認定行政(予防、認定・補償、職場復帰)や公務災害認定行政の現状改革を求める政策づくりや交渉能力をつけることが迫られています。今後、再審査請求の実態を集約し、要求、政策を明確にしながら国会等での追及をふくめて労働保険審査会や地公災基金の民主化に全力を上げます。

4) 事例検討会の開催など

7月17日に事例検討会が開かれました。堺市教員・鈴木過労死事件の大阪高裁判決、トヨタ過労自殺事件の名古屋高裁判決、残業がグレーゾーンの京都ハイヤー運転手事件の労災認定が、提案・検討されました。証人尋問や早期証拠保全の重要性、質的量的な過重労働の証明などの重要性が明らかにされました。

3月3日、「全身振動と健康影響学習会」を開きました。全港湾から海上コンテナ運搬者の腰痛・全身振動のとりくみ、滋賀医大の西山勝夫教授から「全身振動と健康」の講演がありました。「全身振動とは何か。その健康影響と予防対策」「日本と欧州基準との違いは」を深めました。

5. 国際連帯の活動

1) ILO対策について

2005年ILO総会にむけて全労連とも連絡をとりあい、とりくみを進めてきました。すでにILOから「第4号議題」（労働安全衛生活動）の第1次レポートが提起され、各国政府の質問書を送付し、回答を求め、来年3月までに第2次レポートが作成されます。厚労省国際課・国際労働機関関係から情報も入手し、全国センターの見解・意見をまとめる作業を準備中です。来年度の重要な課題です。

2) 全インド労組、カナダ産業医、韓国・源進財団との交流

韓国・源進財団の朴理事長が来日し、福地理事長をはじめ北海道職対連などのメンバーと懇談・交流を深めました。定期交流はできませんでした。

全労連大会に招待された全インド労組書記次長・マハデバン氏と労働安全衛生活動について懇談・交流を行いました。アジアレベルの労安シンポへの期待などが示されました。

カナダの産業医・ハイネス氏が全国センターを訪問し、懇談・交流を行いました。労働組合が出資して創設した病院に勤務されていて、労働安全衛生活動の交流を求めています。

6. 情報収集・発信、広報活動について

1) 全国センター通信

「全国センター通信」は約1万部、毎月定期発行されてきました。情報と紙面の充実のため、1月からB5版をA4版に刷新しました。全国センターの動きや地方センター・加盟団体の記事も増え、読まれる通信になってきました。今後とも、情報や投稿記事を充実していきます。有料購読の拡大に全力をあげます。

2) 季刊誌「働く者のいのちと健康」

季刊「働くもののいのちと健康」誌は定期発行されました。現状の部数は1,850部で有料部数は約600部です。今期わずかですが有料読者を拡大しましたが、夏季号で長崎・加用さんが100部の特別購入、「教職員特集」の秋季号は全教で1,700部の特別購読となりました。来年度方針で組織をあげた季刊誌・紙拡大運動を提起することになっています。拡大運動と紙面の充実・刷新に努力します。

通信、季刊誌について、会費に含まれる基準部数を超える部数を送付している加盟団体等に有料購読のお願いをしました。

3) ホームページ、メ-ルマガジン

厚労省等の行政資料の機敏に載せるなど、ホームページの更新をはかり充実させてきました。相談ネットワークや労災問題Q&Aなど、相談室コーナーの充実に努力中です。

4) 厚労省の研究会・検討会等の傍聴・情報収集

総合規制改革会議の動きもあり、労災保険の料率検討や研究会があいついではじまりました。メンタルヘルスの研究会や労安法の改正も検討されており、各種委員会への傍聴参加等を行ってきましたが、さらに情報収集に努めます。

7. 中央団体、地方組織のとりくみ

1) 中央団体のとりくみ

全労連の「春闘 仕事と生活実態調査」や全労連女性部の「健康調査」、13単産が参加した「過労死予防調査」は、職場の深刻な健康破壊を明らかにしました。また、生協労連や全教、化学一般、医労連で労働安全衛生の各種学校や学習会などが開かれました。全日本民医連の「健康で働きつづけるための手引き」や全商連の「営業とくらし健康アンケート」のとりくみなども進められました。過労死・過労自殺事案の労災認定や民事裁判で全教、自治労連、新聞労連、JM IU、建交労が、大きな役割を果たしています。あらゆる産業・職場で精神疾患による長期休業者や在職死亡が増加していますし、産業災害も多

発しています。安全で健康な職場づくりをめざし、労働安全衛生活動の担い手づくりも重要な課題となっています。

2) 地方組織、地方センターのとりくみと各ブロックセミナー

東京センター(4月17日)と広島センター(9月30日)が結成され、来年3月26日に奈良センターの結成が予定されています。働くものの深刻な健康破壊は、地方センターづくりの新しい機運を生み出しています。

各地方センターは日常的な被災者・家族からの相談活動、過労死・過労自殺などの労(公)災認定・補償など被災者救済のたたかい、じん肺患者の掘り起こしや健康調査活動、メンタルヘルスなどテーマ別の学習会や労働安全衛生の講座、セミナーなど多彩に、旺盛に取り組み、質、量とも前進しました。総会では各地方センターから報告を求めたいと思いません。

各ブロックのセミナーは、北海道セミナー(2/14)、関東甲信越学習交流集会(10/30~31)、九州セミナー(11/6~7)、近畿では労災職業病一泊学校(11/13~14)が各県センターも参加して行われました。東北、東海北陸、中国でも検討が始まり中国ブロックでは広島センターが開催県になり行う方向で検討が進められています。セミナーのブロック開催を機にブロック機能の強化もすすみ始めています。

8. 研究・調査活動、政策提言のとりくみ

1) 国際労働安全衛生研究会

国際労働安全衛生研究会を5月17日に「最近の国際労働安全衛生の動向」をテーマに開催しました。10月18日の打ち合わせで、2005年ILO総会にむけての全国センターの見解・意見をまとめることになりました。

2) メンタルヘルス研究会

7月7日にメンタルヘルス研究会事務局会議を開きました。「職場の心の健康調査表」のパイロット事業が東京民医連で準備中です。1次予防を重視したとりくみを強化します。

3) 労働基準行政検討会

全国センターとして労災認定行政(予防、認定・補償、職場復帰)や公務災害認定行政の現状改革を求める政策づくりや交渉能力をつけることが求められ、この分野の検討会が設置されました。第1回が3月31日に大阪で開かれ、政策提言や行政交渉を進めることになり、名称を労働行政基準検討会と決めました。第2回検討会は東京で9月23日に開かれ、新たな労働法制見直しの動向について学びました。前日には労働保険審査会交渉が持たれました。再審査請求の実態を集約し、審査機能の改善要求をまとめることになりました。

4) 地域共同部会

地域共同部会では、中小零細企業労働者・商工業者のいのちと健康を守るために、産業保健センターの役割について学習会を11月5日に開きました。業者の深刻な健康破壊は、全商連共済会の調査で明らかです。地方センターや県商連、県民医連が連携した地域の健康づくりの運動が、重要になっています。

5) 公務部会

公務部会が定期的で開催されました。公務災害では、地方公務員災害補償基金の裁決がきわめて遅いことや不支給決定が相次ぎ、行政訴訟で決着が常態化しています。部会は、地公災基金の民主化の要求や事例検討をすすめてきました。来年度は、公務災害交流会の開催を準備しています。認定判断の公災認定のあり方や審査請求・再審査請求の基金交渉などを検討しています。国公災・地公災をめぐる最大の問題点は、労災認定を判断する機関が使用者に委ねられ、中立・構成に欠けていることです。制度の民主化に全力をあげな

ければなりません。

国立大学、大学病院、研究機関などが独立行政法人になり、労働基準法、労働安全衛生法が適用されました。民間での経験も生かして学習活動や法律遵守の運動を広げます。

6) 安全対策委員会

重大労災が多発する中、新たに安全対策委員会が設置されました。委員会の目的は、災害予防、安全健康対策を重視した教育・啓蒙活動、職場・産業の安全対策の経験交流、重大災害や労災隠しの調査と検証です。8月の例会で、厚生労働省がすすめている「今後の労働衛生対策のあり方」を学習しました。

7) 石綿障害予防規則要綱案への意見提出

厚労省は石綿障害予防規則を制定するとし、要綱案をまとめ意見等を公募しました。全国センターはこの問題に詳しい会員の意見を聞き、厚労省に提出しました。意見書の主旨は関係労働者だけでなく地域の人々も視野に入れた対策を講じること、建物の解体等だけでなく補修や運搬などでも対策を講じること、健診や予防の充実、記録の整備などです。厚労省など行政がすすめる意見公募（パブリックコメント）に積極的にとりくみ、私たちの意見を反映させることが大切になっています。全国センターとして機敏な対応に努力していきます。

9. 相談活動について

1) 「4.28世界労働安全の日一斉相談」など

ILOの「世界労働安全の日」に全国センターは、「4.28働くものの安全・健康相談会」の実施を全国に呼びかけました。実施したのは北海道職対連、東京センター、静岡センター、愛知センター、岡山センター、山口センター、全国センターの7か所、相談合計は20件でした。

6月と11月には、過労死弁護団のよびかけで過労死・過労自殺110番全国一斉相談にとりくまれ、多くの地方センターも参加しました。なお、「世界メンタルヘルスデー」（10月10日）に相談会を実施したのは、愛知と岡山にとどまりました。

2) 労災相談室

全国センターの「労災相談室」は、毎週火曜日と金曜日に実施しています。今年度のメール・電話の相談は、年間300件程度の見通しです。全国からの相談が集中しており、全国的な相談ネットワークの構築や初歩的疑問に答える相談コーナーなど、ホームページの充実を準備中です。

10. 各種会議、検討委員会等

1) 規約検討委員会

規約検討委員会は、「規約改定の方針について」をまとめ、理事会に答申しました。総会に提案される規約改定案は別に示しますが、常任理事会を廃止して理事会に一本化すること、賛助会員をなくし個人会員に一本化することなどです。

2) 基金運営委員会

未整備だった基金運用規定実施細則を検討し、理事会に答申しました。総会に提案する基金運営規則案、実施細則案は別に示します。

11. 全国センターの機能強化

1) 事務局体制の強化

個人会員や有料読者の拡大など組織的な前進も図りました。また、財政の執行や規約の

見直し、未整備の規定の検討、事務局員の諸制度適用など、一定の前進を勝ち取りました。全国センター事務局は、総会決定、理事会決定にもとづき東西セミナーの成功、通信、季刊誌の定期発行、情報収集、会議報告の作成、財政の見直しなどに努力してきました。パソコンの新規購入で業務の効率化が図られ、社会保険にも加入しました。

2) 財政について

詳しくは決算報告、予算案の提案に譲りますが、黒字が計上できました。機関紙誌の未集金回収や東西セミナーの黒字化、経費節減の努力などによるものです。月次や資金繰り表なども作成し、予算にもとづく計画的執行につとめました。年末に資金ショートを起こさないよう予備費の計上が必要です。なお、基金会計からの支出でパソコンの新規購入を行いました。

一つひとつの事業を黒字にし、オープンで参加を呼びかける研究会、検討会などは資料費など参加費をいただくことにつとめました。また季刊誌などの独立会計をめざし、誌紙の拡大を会員の拡大とともに追求することが必要です。

3) その他の活動

第77回日本産業衛生学会(4月・名古屋)に全国センターと地元の愛知センターから参加し、「地域交流集会」で建交労がトラック運転手の健康問題を発表しました。

第45回日本社会医学会総会に全国センターから代表を派遣しました。学会総会では、健康権や非正規労働者やホームレスの健康問題などが報告・討論されました。

2003年度に「21世紀初頭の目標と課題」が理事会で検討されましたが成案を得ることができませんでした。2004年度に再検討することになっていましたが、十分な討議ができないままに終わりました。ILOでは21世紀の展望も含め労働安全衛生のあり方が検討されていますが、「21世紀初頭の目標と課題」を土台に全国センターの中・長期計画の検討が必要になっています。

・私たちをとりまく情勢

1. 働くものの深刻な健康破壊

1) 職場の安全と健康の現状

いま、大企業は軒並み史上空前の利益を上げています。利益増の背景は、賃金や雇用破壊にともなう労務経費の削減です。能力主義管理や成果主義賃金、不安定雇用労働者の急増は、長時間過密労働と仕事のストレスを蔓延させ、不健康状態をつくりだしています。人事院勧告で公務労働者にも成果主義賃金が導入されようとしています。

厚労省の定期健康診断有所見率(50人以上の企業)は、1990年には22.3%でしたが、13年連続して上昇して2003年には47.3%と大きく伸びています。さらに日本の労働者の75%をしめる50人未満の企業の労働者の多くは健診さえまともに行われていない状況にあります。厚労省の調査では糖尿病の可能性が否定できない人が1,620万人、糖尿病が強く疑われる人は740万人で、そのうち治療を受けているのはその半数にすぎない(平成14年度糖尿病実態調査)など、労働者・国民の健康破壊が進んでいます。

2003年中の自殺者が過去最多の34,427人に達し、約9,000人が現役労働者という異常事態です。厚労省の推計では心の病での長期休業者は47万人にも及び治療中の精神疾患の療養者が260万人にも達しています。過労死・過労自殺の悲劇が続いています。

関西電力・美浜原発の重大災害は、下請け労働者が混在する中での元請の安全管理体制のあり方、定期検査項目すら手抜きしていたことが明らかにされました。その後、全国

的な原発調査でも多数の欠陥箇所が見つかりました。労働災害による死傷者数は年々減り続けていますが、それでも2003年は1,628人も労働者が亡くなっています。3人以上の労働者が死傷した重大災害は、1999年には214件、2001年225件、2003年には249件と増え続けています。多発する重大災害の背景には、規制緩和の名の下に政府・財界が一体となって労働者保護行政を後退させ、企業が人減らしなど人件費を削減し、さらに安全に関するコストも削減していることにあります。安全と健康が大切にされる職場づくり、企業の社会的責任が問われています。

薬害や公害被害者のたたかいでも明らかですが、大規模な産業災害をもたらす地域の環境破壊など、地域住民と連帯した運動が重要になっています。

2) 地域の安全と健康の現状

全商連共済会の2003年度「集団検診結果」では、有所見者が77.4%（厚労省健診結果では有所見者は47.3%）、入院発生率が5年比で1.25倍、初診から1年以内の死亡が6割、自殺者が151人（8.4%）です。営業の危機と健康破壊が、一体ですすんでいます。商工業者、零細企業労働者、女性、高齢者など、医療制度の改悪もあって地域の健康問題が深刻です。

3) 職場・地域の労安・健康運動の担い手づくり

労働者をはじめ、国民諸階層のいのちと健康の危機が広がっています。賃金不払い労働の是正、サービス残業根絶の闘いは前進し、2003年度18,511社で摘発され是正指導されました。東京電力本社では最近14億円もの残業料を追加払いしました。全労連、連合など労働組合の継続したたたかいは重要です。また全商連は会員を訪問対話しながら大腸がん検診の受診運動をすすめています。地域で健康を守るとりくみも前進しています。いま、労働組合をはじめ要求を掲げ、職場・地域で労働安全衛生活動や地域保健医療を守り発展させる活動の担い手づくりが緊急に求められています。

2. 政府の規制緩和がもたらすもの

1) 労働法制の改悪の動き

政府の「規制改革・民間開放推進3か年計画」には、労働時間規制の適用除外労働者の拡大や、ホワイトカラーエグゼンプション導入など、現在のサービス残業規制を骨抜きにする改悪が検討されています。また派遣、裁量労働の拡大、解雇の金銭賠償方式の検討、衛生管理者の選任案件の緩和、産別最低賃金の見直しなどが盛り込まれました。いわゆる労働法制改悪の方向が、「仕事と生活の調和に関する検討会報告」に盛り込まれ、「労働契約法制研究会」「労働安全衛生対策研究会」などで具体的検討がすすめられています。労働時間契約の労働者づくり、2つも3つも職をもつ不安定雇用労働者の拡大をねらったものです。日経連の「21世紀の労使関係」で打ち出した「1割の正規職員、9割の非正規職員」のねらいが貫徹されています。

月100時間 - 80時間残業の労働者に産業医の診断を義務づけるなどの労働安全衛生法改定案が通常国会に出されます。産業医の介入は評価できますが、その前提として月100時間もの異常残業を認めていることは重大問題です。働くもの健康を守る立場から労働基準法、労働安全衛生法などの改正要求を明確にすることが求められています。

2) 労災補償制度改悪の動き

政府の「3か年計画」では、「労災保険の民間開放」は先送りされました。しかし「労災保険制度検討会報告」は、二重就労者の通勤災害と単身赴任者の帰省時災害の適用拡大を打ち出しました。「労働安全衛生検討会報告」は、労災・職業病防止対策促進企業へのインセンティブ措置や衛生管理者の選任緩和の方向を示し、重大災害の原因の背景である元

下関係における元請責任を曖昧にしました。「労災保険料率検討会」で検討された業種別料率問題やメリット制の拡大問題もあわせて、労災保険の民間開放にむけた動きともいえます。

3) 「迅速・公正」な労災補償行政を求めて

厚労省は、労災保険の民営化に反対の立場を堅持しています。しかし労災補償の現状は、「迅速・公正」を標榜する労災補償制度とかけ離れたものです。認定行政をめぐる「遅い・不公正」という実態改善や確定判決にもとづく認定基準改正、労災・職業病も防止・労災隠しの根絶などが求められています。なお、国公災・地公災の制度や労災保険審査会の民主化も急がれる課題です。

3. 21世紀の働き方が問われている

1) ディーセントワーク（安全で健康な仕事）の実現

毎年、全世界で200万人以上の労働者は仕事が原因で命を奪われています。労働災害が2億7千万件、労働関連疾患が1億6千万件、世界のGDPを4%引き下げています。ILOが提唱するディーセントワークの前提は、「安全でやりがいのある健康な仕事」の実現です。その立場にたってILOは、2005年総会の第4号議題として「21世紀の労働安全衛生活動のあり方」を提起し、各国政府に質問書を送付して回答を求めています。

2) 安全と健康が守れる職場づくり

過重労働と職場ストレスにともなう心の病が蔓延し、過労死・過労自殺が増加しています。極限の人減らしと不安定雇用の推進、業務のアウトソーシング、安全コストの削減は、産業災害や重大災害を多発させています。アメリカモデルの労働の規制「改革」は、労働者のいのちと健康を脅かしています。過労死・過労自殺をなくし、すべての職業病の根絶、安全と健康が守れる職場づくりは、緊急の課題です。あらためて、1日8時間・週休2日の労働時間原則の確立、ただ働きの根絶、雇用の安定・拡大、刺激的賃金の解消などが、問われています。

3) 憲法の平和的・民主的原則を守る

いま、憲法9条をはじめとした改憲の動きが強まっています。小泉内閣は、国連決議を無視し、アメリカの要請の応え憲法に違反する自衛隊のイラク派兵を強行しました。戦争をしない国から、戦争をする国に変えようとしています。労働者のいのちと健康にとって戦争は最大の脅威です。戦争と労働者は共存できません。憲法27条にもとづく権利としての労働安全衛生の確立、ディーセントワーク（安全でやりがいのある健康な仕事）を実現する国際連帯が求められています。

・今後1年間の活動方針

働くもののいのちと健康はきわめて危険な状況に置かれ、私たちの活動はますます重要になっています。これまでの到達点に確信を持ち、さらに前進することが求められています。

過労死などの2つの調査、研究集会は、過労死などの労（公）災害補償闘争など被災者救済のとりくみをさらに前進させ、同時にメンタルヘルス対策の充実もふくめ過労死・過労自殺を生まない職場づくりの重要性を明らかにしました。

労（公）災害補償、被災者救済のたたかいを前進させ、心と身体健康破壊を食い止める職場作りを重点にとりくみます。また憲法改悪に反対し、長時間労働、過労死・過労自殺を野放しにするような労働法制の改悪に反対していきます。

これらの課題を以下の5つの重点課題とし進めます。

1. 5つの重点課題の推進

1) 心と身体健康破壊を食い止める職場作り - 職場の安全衛生交流集会の開催

2つの調査からは、過労死、過労自殺を食い止める職場作りの課題が鮮明になってきました。全国センターは今年度の重点課題の一つとして、職場の安全衛生交流集會を位置づけます。安全衛生委員など職場の担当者、労組、団体の担当者、産業医、産業保健師・看護師など医療機関、保健機関の担当者などが一堂に会しこの問題を議論するために、2005年9月中旬をめぐり職場の安全衛生交流集會を開きます。この交流集會は、1.メンタルヘルス、2.安全衛生委員会の活動、4.中小零細企業の健診問題等の交流、3.産業医活動などの分科会を設け演題を募集して「過労死・過労自殺を生まない職場作りをどのようにすすめるか」をテーマに交流し経験を学びあいます。

このとりくみとともに過労死予防、メンタルヘルスのために何が必要かなどの提言をまとめること、対政府交渉などをとりくみます。

さらに中小零細業者とそこで働く労働者の健康問題、石綿障害の予防などを重視します。また労災防止指導員、安全週間、衛生週間に参加していくなどのとりくみを重視します。

2) 労(公)災認定闘争、被災者救済運動を前進させる。

過労死・過労自殺など被災者の労(公)災認定闘争を前進させ、民事訴訟も含め被災者、遺族が救済されるよう活動を強めます。当面、労働保険審査会への要求をまとめ、申請事例、裁判事例などの事例検討会を行い、労働法制や行政通達、認定基準などの検討を行います。それらの成果を基礎に全国センターとして厚労省交渉を持ちます。

公務労働者の分野では、過労死・過労自殺などの課題で「公務職場の労働災害認定闘争の到達点と闘いの方向」をテーマで交流会を開催します。また、全国センターとして基金との交渉を検討していきます。

じん肺については前総会の「過去に遡ってじん肺有所見者の肺ガン患者の掘り起こしと認定、管理手帳の交付と健康診断の実施の運動を強めます」という前総会の方針を引き続き重視します。北海道石炭じん肺訴訟、トンネルじん肺訴訟など国と企業の加害責任を追究するたたかい、じん肺根絶のたたかいを強化します。

3) 労働安全衛生中央学校の開催と各ブロックのセミナーの成功など活動家養成

労働安全衛生中央学校と加盟労組、地方センターなどでの活動家養成

労働安全衛生中央学校を開校します。この学校は、職場や単産、地方、地域で労働安全衛生活動すすめる担い手を養成することを目的とします。ブロックセミナーとの違いを明らかにし、働くもののいのちと健康を守る知識を総合的、系統的に学べるものとします。対象者は一般的な労働組合活動家で、職場にもどって実践できる力をつける講座にすることをめざします。毎年開催を目指し、第1回は100名規模で2005年5～6月をめぐり2泊3日で行い、ここでの経験を何年か蓄積し活動家養成学校用の教科書を作成します。

各ブロックのセミナーの成功

東西セミナーは、来年度からブロックセミナーに移行することになります。各ブロックでセミナー、学習交流集會が行われてきていますが、東西セミナーの成功を土台に、各ブロックセミナーの成功のため援助を強めます。

地方センター、各単産で活動家養成の学校、講座が盛んに行われていますが、この動きを促進し、要請があれば講師の紹介などの援助を強めます。

4) 憲法改悪阻止、労働法制改悪阻止の運動を進める

戦争は最大のいのちと健康の破壊です。憲法第9条を守る運動を強化しなければならま

せん。それと同時に憲法で守られている「健康に人間らしく働く権利」を踏みにじている長時間・過密労働や過労死等の実態を明らかにして、憲法、労働法制の改悪に反対しなければなりません。「働くものの健康と憲法」の学習会を開催します。

長時間・過密労働や過労死・過労自殺を増やし、労災補償をせばめ、労災保険民営化を進めるなどの労働法制の改悪に反対していきます。

5) ILO2005年総会对策など国際活動

2005年は労働安全衛生問題を議論するILO総会が開かれます。全労連と連携しながら全国センターの考え方が反映できるよう、対応します。

韓国・源進職業病管理財団との定期交流を進めます。アジア段階での労働安全衛生関係の国際会議の開催を検討します。

2. 全国センターの組織拡大強化

1) 地方センター作りと地方センター代表者会議の開催

全都道府県に県センターなど地方センターを作るとりくみを強めます。また地方センター間の交流を深め、全国センターと地方センターの連携を強化するため2月をめぐりに地方センター代表者会議を開催します。議題は各ブロックのセミナーの成功、総会決定にもとづく今後のとりくみ、活動交流などとしします。

2) 会員の拡大

また規約改正案が成立しますと個人会員は正会員と賛助会員が1本化されます。1本化になりますと拡大の条件も広がると思われます。個人会員の全国センターの活動参加を促進する方策も検討し、個人会員を増やします。

また労働組合や民主団体の加盟を促進します。

3) 財政基盤の強化

詳しくは決算・予算案に譲りますが、2004年度は財政状況を改善する努力が行われ、2005年度では一定の予備費を計上でき、正常な資金繰りを行えるようになりつつあります。全国センターの活動の発展を保障するためには、さらなる財政基盤の強化が必要です。オープンな検討会などでは参加費をいただく、集会などは独立採算とし赤字を出さない努力をし、経費節減に努力します。そして個人会員の会費の引き上げ、季刊誌「働くもののいのちと健康」の拡大運動などを提起します。

個人会員の引き上げ

個人会員の会費を5,000円から7,000円に引き上げます。これは全国センター通信、季刊誌の個人購読読者の年間購読料が5,500円(通信1500円、季刊誌4000円)で、個人会員の会費5,000円がそれより低いという状況を改めるためです。前総会で5,000円に値下げしたばかりであり心苦しいのですが、有料読者との整合性をはかるためご協力をお願いいたします。

季刊誌「働くもののいのちと健康」、「全国センター通信」の拡大運動と内容の充実

全国センターの組織強化をはかり今後の財政基盤を確立していくために、季刊誌「働くもののいのちと健康」の1,000部の拡大運動にとりくみます。そのために1部1,000円で頒布してきた現状を改め、1~5部(本体800円、送料別。1部の場合は送料200円で1,000円)、6部以上(700円、送料別)、地方センター(600円、送料別)の卸価格とします。定価800円(送料別)を基本としますが、取扱所(地方センター、単産など)の取扱い費用を保障するため、上記の措置をとります。会費に含まれる基準部数は現行通りの基準とします。この措置で現状の有料部数約600部の卸価格

が値下げになり約70万円の減収が予想されますが、その減収分は約300部の拡大で埋め合わせでき、1,000部の拡大で年間で約130万円の増収となります。

「全国センター通信」は会員に会費に含まれる基準部数を送付します。「季刊誌」とあわせ基準部数以上の配布は購読料をいただきたいとのお願いをしています。有料購読は年間本体600円、送料別とします。1部の場合は600円と送料900円で1,500円になります。地方センターは500円で送料別とします。

地方センターは低い卸価格としましたが、拡大運動で一定の役割を担って頂く期待を込めています。

季刊誌・通信では、全国のとりのくみの交流がはかられ、政府などの動きもいち早く紹介し、さらに読みやすく広範な読者が獲得できるようさらに内容を改善していきます。

ホームページ、メルマガについても検討し全国センターの見解やとりのくみを広く知らせるとりのくみを強化します。メルマガは月2回の配信をめざします。

4) 全国センター基金について

全国センター基金については運用規定改正案を提案しています。基金運営委員会を継続し、基金を管理していきます。

5) 理事会、事務局の機能強化

理事会のあり方についてはくわしくは規約改正案、役員改正案に譲りますが、討議時間を十分持つなど持ち方を工夫し執行力ある理事会となることが求められます。

5つの重点課題をはじめ各分野の活動を推進するため、理事会が各分野の課題を機動的に具体的に推進することを基本にします。とりのくみの到達点や情勢の進展で必要に応じてオープンな研究会・検討会、対策会議を開いたり、一定の課題で学識者や専門家を集めて意見をきく場を持つなどします。各研究会・検討会・プロジェクトの枠組、メンバーを基本にしながら、上記に従い再編していきます。

また東京社医研、九州社医研など民医連内の研究機関、労働科学研究所など研究機関や研究者との連携を強めます。産業衛生学会、日本社会医学会などにも参加し新たな知見を活動に反映できるよう努力します。

相談活動はホームページのこのコーナーを更新し、地方センターの相談活動との連携をはかりながら進めます。

事務局については体制強化、人件費の改善などを検討します。情報収集機能などをたかめ働くもののいのちと健康を守る全国センターの諸活動を円滑に進めるため奮闘します。

終わりに

働くもののいのちと健康を守る全国センターが結成されて6年がたち、7年目に入りました。課題は山積していますがこれまでの活動を基礎に、新たな発展が求められています。将来を見据え全国センターをさらに大きく強い組織とするため、さらに奮闘しましょう。

「働くもののいのちと健康を守る全国センター」規約

第1章 総則

第1条（名称）

本会は「働くもののいのちと健康を守る全国センター」（略称＝「いのちと健康全国センター」）という。

英称＝「Japan Center for Health and Safety of Working People」（JCHS）とする。

第2条（事務所）

本会の事務所を東京都文京区湯島2 - 4 - 4 平和と労働センター・全労連会館6階に置く。

第3条（目的）

本会は、働くものの労働・仕事や社会的要因により起こる健康障害と災害・疾病などを防止し、職場と地域の安全衛生の確保と完全な補償の実現のために、調査、情報収集、研究、政策提言などの活動を、関係団体（者）、専門家、地方・地域組織、海外の団体などと交流・連携、協力・共同して進め、働くもののいのちと健康・権利を守る事業を通じて、人間が尊重され、安心して働ける職場・社会の建設に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 関係資料の収集及び提供、機関紙・誌発行などの広報・出版活動
- 2) 学習・教育及び調査・研究活動、政策・制度改善の提言・勧告や要求作成などの活動
- 3) 運動の交流と支援活動及び相談活動
- 4) 関係する法制度の充実と行政の制度と運営の民主化を目指す取り組み
- 5) 関係諸団体、専門家などとの協力、共同、連携
- 6) 海外の関係諸団体との交流、情報交換、連携
- 7) その他、本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会員

第5条（会員）

本会の会員は次の通りとする。

- 1) 正会員...本会の目的に賛同し、入会した団体、地方・地域組織及び個人とする。
- 2) 準会員...本会と協力関係を持つ団体、個人を準会員とし、協力関係を発展させることができる。

第6条（会費）

正会員と準会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第7条（入会）

本会への入会は、入会申込書を理事長宛に事務局に提出する。入会は理事会の承認とする。

第3章 機関及び事務局

第8条（機関）

本会の機関は、総会（決定機関）及び理事会（執行機関）とする。

第9条（総会）

1．総会は、正会員の代議員及び役員をもって構成する。正会員の団体の加入口数に対する代議員数、個人会員の代議員は、別に定める。準会員は、出席して意見を述べることができるが、議決権を持たない。

2．総会は、理事長が招集する。通常総会は、1年に1回、12月を目途に開催する。臨時総会は、理事会が必要と認めたととき、または会員の総代議員数の5分の1以上から会議目的の事項を示して請求があったときに開催する。

3．総会は次の事項を議決する。

- 1) 事業報告の承認と事業計画の決定
- 2) 収支決算の承認と財政方針、予算の決定
- 3) 役員を選出
- 4) 規約の改廃
- 5) その他本会の運営に関する重要事項

第10条（理事会）

理事会は監事を除く役員で構成し、3ヶ月に1回をめぐりに理事長が招集する。但し、理事長が必要と認めたとときはこのかぎりではない。

理事会は、次の事項を議決する。

- 1) 総会が議決した事項の執行に関すること。
- 2) 総会に付議すべき事項
- 3) 専門委員会・部会及び研究会等の運営に関する事項
- 4) その他総会の議決を要しない会務に関する事項

第11条（総会、理事会の成立要件及び委任）

総会、理事会は、その会議の構成員の過半数の出席で成立する。ただし、やむを得ない理由のため会議に出席できない場合は、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

第12条（総会、理事会の議決）

総会、理事会は、出席構成員の過半数の同意をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第13条（総会、理事会の議事録）

総会、理事会の議事については、議事録を作成する。

第14条（事務局）

日常の業務を処理するため事務局を置き、事務局長がこれを統括する。

1. 事務局職員の任免は、理事会の議を経て事務局長が行う。
2. 事務局の運営に必要な規則は別に定める。

第15条（専門委員会・部会及び研究会等）

事業を円滑にすすめるため、理事会は専門委員会・部会及び研究会等を設けることができる。

第4章 役員

第16条（役員の種類と選任）

1．本会に次の役員をおく。以下の役員は総会で選出する。

- 1) 理事長 1名
- 2) 副理事長 若干名
- 3) 事務局長 1名
- 4) 事務局次長 若干名
- 5) 理事 若干名
- 6) 監事 2名

2．監事と他の役員は兼ねることができない。

3．役員の数については、理事会で決定する。

第17条（役員の職務）

理事長など役員の職務は以下のように定める。

1．理事長は、本会を代表し、会務を統括する。理事長は緊急に方針決定が必要なときや、理事会の審議の円滑化をはかるために、4 役会議など必要な会議を開催することができる。

2．副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、これを代行する。また必要な場合は副理事長の中から理事長代行を置くことができる。

3．事務局長は、事務局を統括し、日常の会務を執行する。

4．事務局次長は、事務局長を補佐し、事故あるとき、これを代行する。

5．理事は、総会の議決事項の執行にあたる。

7．監事は、本会の財産状況及び予算の執行状況を監査する。

第18条（任期）

1．役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

2．役員欠員等の場合、役員補充を理事会で行うことができる。補充された役員任期は、現任者の残任期間とする。

第5章 顧問及び参与

第19条（顧問と参与）

本会には総会の議を経て、若干名の顧問と参与を置くことができる。顧問と参与は、総会・理事会等に出席して意見を述べるができる。

第6章 資産及び会計

第20条（資産の構成と管理）

1．本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1) 会費
- 2) 寄付金品
- 3) その他の資産

2．本会の資産は、理事長が管理しその方法は理事会の議決により定める。

第21条（経費の支弁）

本会の経費は、資産をもって支弁する。

第22条（予算及び決算）

本会の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は、会計年度終了後1ヵ月以内に、その年度末の財産目録と共に作成し、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第23条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年11月1日に始まり、10月末日に終わる。

第7章 規約の改廃

第24条（規約の改廃）

この規約の改廃は、総会において出席代議員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 附則

第25条（疑義）

この規約に疑義が生じた場合は、理事会でその解釈を決定する。

第26条（細則）

この規約の施行についての細則が必要な場合は、理事会の議を経て別に定める。

第27条（施行）

この規約は、1998年12月15日から施行する。

2004年12月11日改正

全国センター基金運用規定

2002年12月14日 第5回総会決定

2004年12月11日 第7回総会改正

第1条 全国センター基金設置の目的

全国センター基金(以下基金)を、働くもののいのちと健康を守る全国センターの研究・調査等の事業、若手研究者などの人材育成などの目的のために設置する。

第2条 「基金」の運用

目的にそい、以下のように運用対象を定める。運用対象(助成対象)、運用額(助成額)などは基金運営委員会で審議し理事会で決定する。

全国センター理事会が、必要と認め行う調査・研究。

団体会員、個人会員、賛助会員から申請、公募による研究・調査への助成費。

団体、個人への顕彰

全国センターを代表して研究・調査などで海外で活動する費用の助成費。

その他必要と判断された運用対象。

第3条 運営委員会の設置

基金の管理・運営のために運営委員会を理事会の下に設置する。運営委員会の活動は、理事会に報告し、承認を得る。

第4条 基金の運用資金

基金の運用資金は団体、個人から寄せられる寄付、その他とする。

第5条 「特別会計」について

基金の管理のために特別会計を置く。総会に収支状況を報告する。

全国センター基金運用規定実施細則

全国センター基金（以下基金）運用規定に基づいて、その細則を定める。

第1条 全国センター理事会が必要と認め行う研究・調査

運用規定第2条 項で定める全国センター理事会が主体となって進める研究・調査については、一定額の費用が生じる研究・調査組織を期間を定めて設置した場合や外部委託が必要な場合とする。理事会としてテーマ、目的、研究・調査方法、予算、期間などを確認してすすめる。恒常的に設置されている研究会、検討会などは対象としない。

第2条 研究・調査で助成を受けたもの責務

運用規定第2条 項で助成を受けようとするものは、目的、方法、研究・調査計画、予算および助成申請額などを所定の申請書で提出するものとする。研究・調査終了時には助成費の使途などの報告、研究成果報告を基金運営委員会に提出するとともに、全国センターの機関誌紙に研究成果を公表することを原則とする。学会等への発表は自由とする。これについては1件30万円を超えないものとする。

なお公募については、全国センターの「季刊誌」「通信」「ホームページ」にて行う。応募資格は、加盟団体構成員、会員であることを問わない。

第3条 団体、個人への顕彰

運用規定第2条 で定める団体、個人への顕彰は、働くもののいのちと健康を守る優れた活動を行った団体、個人について、総会などで顕彰する。顕彰内容は基金運営委員会、理事会で決める。

第4条 全国センターを代表して研究・調査などで海外で活動する費用の助成。

運用規定第2条 項で助成を受けるものは目的、計画、予算および助成申請額などを所定の申請書で提出するものとする。また助成費の使途などの報告、研究・調査の成果の報告を基金運営委員会に報告するとともに、全国センターの機関誌紙に成果を公表することを原則とする。

第5条 一般会計との関係

全国センターの一般会計への貸し出しをやむを得ず行う場合は、基金運営委員会の承認得て実施し、理事会へ報告を行うものとする。貸し出し期間は原則として3ヶ月をこえないものとする。

第6条 基金運営委員の選出及び任期

基金運営委員は、毎年総会後の理事会にて選出をする。任期は1年とするが再任を妨げない。定数は若干名とする。

第7条 本細則の施行及び改廃

本細則は、2004年12月1日より発効する。また本細則の改廃は、理事会の決議による。

第7回総会で選出された役員

理事長

福地保馬(個人会員)

理事長代行

長谷川吉則(全日本民医連)

副理事長

岩田幸雄(全労連)、岡村親宜(個人会員)、田村昭彦(九州セミナー)、堤浩一郎(自由法曹団)、花井 孝(M I C)

事務局長

今中正夫 事務局(全日本民医連)

事務局次長

井筒百子(全労連)、柴田和啓(東京センター)

理事

阿部清美(全労連)、池田桂一(自治労連)、伊藤喜夫(化学一般)、川口英晴(JMIU)、岸田重信(国公労連)、北口修造(大阪センター)、木下恵市(京都センター)、小滝勝弥(埼玉センター)、小松民子(日本医労連)、佐々木昭三(個人会員)、杉浦洋一(全教)、鈴木蔵人(生協労連)、高木博文(全労働)、東郷泰三(全日本民医連)、富樫昌良(宮城センター)、富田素實江(北海道職対連)、中林正憲(千葉県センター)、藤好重泰(建交労)、保坂忠史(山梨県センター)、松本吉弘(神奈川センター)、松山敏行(民放労連)、宮崎脩一(愛知センター)、村上修一(岡山センター)、村木俊之(全商連)。

この他に個人会員(研究者)から1名の理事の選出を確認。

監事

貝之瀬信夫(全信労)、松澤秀紀(長野県センター)

顧問

池田寛(日本医労連)、田尻俊一郎(淀協社医研元所長)、辻村一郎(同志社大学名誉教授)、細川汀(京都府立大学元教授)、山田信也(名古屋大学名誉教授)、渡部眞也(滋賀医科大学名誉教授)

参与

色部祐(全国センター前事務局次長)、島倉昌二(全国センター元相談員)、高田勢介(全国センター相談員)、丸山富治(建設一般前書記次長)

働くもののいのちと健康を守る全国センター

〒113-0034 文京区湯島2-4-4 平和と労働センター・全労連会館6F
tel 03-5842-5601 fax 03-5842-5602
www.inoken.gr.jp info@inoken.gr.jp